



小学生と



市長が



語る会を開催

子どもたちの視点で意見交換！

11月の中学生に続き、歌志内小学校（岡西敏文校長・児童数143人）で最も児童の多い4年生34人を市役所に招き12月1日、「小学生と市長が語る会」が市議会議場で開催され、子どもたちが日ごろ感じていることや考えていることについて泉谷市長と約1時間にわたり語り合いました。

議場の雰囲気は最初はちょっと緊張した様子の子どもたちでしたが、語る会が始まると次々に手を上げて質問や要望、提案を活発に発言していました。その内容について、抜粋してご紹介します。

要望：5時になると外は真っ暗なのに、公民館近くの街灯が一つもついていません。歩くのも怖いので街灯をつくってほしいです。

市長の答え：防犯面や安心して自宅に帰れるように、これについては早めに点灯するように急いで対応します。

質問：児童館は東光と神威にしかなく、文珠方面にはありません。文珠方面にも児童館のような施設を造ることはできませんか。

市長の答え：児童館を含めて、市内の各施設については将来のことも考えながら整備をしていかなければなりません。また、こういった施設の整備は、市民の皆さんからも意見を聞きながら進めたいと思っています。

要望：旧西小学校のグラウンドのブ

ランコが、固定されていて使えません。グラウンドで遊ぶことが多いので、ブランコを使えるようにしてください。

市長の答え：昨年、小学校の体育館で語る会を行ったとき、グラウンドの整備についての要望がありました。グラウンド全体の草刈りをする約束をしていたので、今年から皆さんが利用しやすいよう草刈りを実施しています。今回はブランコを使うようにということですが、今のブランコは設置してから相当年数が経過しています。雪が解けてから点検、安全確認を行い、使えるようにしていきたいと思えます。このグラウンドは多くのお子さんが利用していると聞いていますので、できるだけ使いやすいようにしていきたいと思えます。



▲子どもたちが作ったマスコットキャラクターを市長に手渡しました。

各班で考えたまちのPR方法も発表

ひととおり意見交換が終わった後、事前にクラスの各班ごとで話し合っただけの歌志内のPR方法についての発表も行われました。その内容の一部をご紹介します。

1班 かもい岳スキー場をアピールする方法を考えてみました。テレビ局や新聞記者さんに取材に来てもらえればお客さんが増えると思います。

2班 歌志内をPRするためにはどうしたらいいか話し合いました。考えたのは、漬け物キャンペーンです。チラシに割引券をつけて出したり、道の駅前で「漬け物まつり」をしてみたらいいと思います。
3班 歌志内をほかのまちの人たちに知ってもらえるようにするための方法を考えました。雪だるま

コンクールを開催したらいいと思います。そして、ほかのまちの人たちに知られるように新聞に載せたりすれば、たくさんの方が歌志内に来てくれると思います。

4班 もう少し人口を増やしたいと思ひみんなで話し合いました。歌志内の人がマスコットキャラクターを考えて、それを参考にして看板を作り、ほかのまちに立てさせてもらえば人口を増やせると思います。

5班 歌志内には温泉やスキー場など見所がたくさんあるので、バスツアーを企画したらいいと思います。歌志内の良いところを知ってもらえれば人口が増えると考えました。

6班 歌志内を知ってもらう方法を考えました。かもい岳温泉やスキー場を参考にした名物（例えば、スキーまんじゅう）を作って、歌志内をアピールしたらいいと思います。



学校給食で 歓談のひととき

語る会の終了後、市長たちは児童とともにスクールバスに乗車して学校に移動。教室に用意された給食を子どもたちといっしょにいただきながら語る会とは少し違ったおしゃべりをするなど、楽しいひとときを過ごしていました。

市長から子どもたちへ 今の気持ちを忘れなさい

最後に市長から「まちづくりのために皆さんが身近に考えていることをたくさん意見として出されて感謝しています。お金のことに関係なく対応できるものもたくさんあります。これからの皆さんも皆さんと一緒によい生活しやすいまちづくりが少しでもかなえられるよう、今回の意見を参考にしながらまちづくりを進めていきたいと思ひます。皆さんもこの歌志内をたいせつにする今の気持ちを、大きくなっても忘れないで思ひ続けてください」と感想・メッセージが述べられました。

小学生と市長が語る会



医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の高額な負担を軽減する制度です

医療保険や介護保険を使ったときに支払った1か月の自己負担額が、それぞれの保険で決められている限度額を超えたときには、「高額療養費」、「高額介護サービス費」として、その超えた分が支払われています。しかし、医療費と介護サービス費は別に計算されるため、両方を利用する世帯では高額な負担となってしまう場合があります。

このような世帯の負担を軽減するために「高額医療・高額介護合算療養費制度」が設けられています。

高額医療・高額介護合算療養費

高額医療・高額介護合算療養費は、同じ世帯の加入者が



対象者に申請のご案内

対象となる方には、2月以降に申請のご案内をします。

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担を合計した金額が下表の基準額を超える場合、申請によりその超えた金額が支払われます（5000円未満の場合は支払いされません）。

※同じ世帯でも国民健康保険健康保険組合、後期高齢者医療制度では、それぞれ別に計算します。

問い合わせ

なお、案内が届かなくても対象となる場合がありますので、該当すると思われる方は気軽に問い合わせください。

▽後期高齢者医療制度のこと
なら：北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-2905601）

▽国民健康保険・介護保険のことなら：空知中部広域連合（☎66-2152）

▽その他全般については：保険医療グループ（市役所1階 ☎42-3217）

■高額医療・高額介護合算療養費の自己負担基準額（年額）

所得区分	医療保険（国保など）+介護保険		後期高齢者医療+介護保険
	70~74歳のみの世帯	70歳未満を含む世帯	
1 上位所得者	67万円	126万円	
2 現役並み所得者			67万円
3 一般	56万円	67万円	56万円
4 市民税非課税世帯【区分Ⅱ】	31万円	34万円	31万円
5 市民税非課税世帯【区分Ⅰ】	19万円		19万円

【所得区分の説明】

- 1 上位所得者…基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯の方です。
- 2 現役並み所得者…市民税の課税所得が145万円以上ある加入者と、その方と同じ世帯の加入者です。
- 3 一般…所得区分が1 2 4 5 以外の方です。
- 4 市民税非課税世帯【区分Ⅱ】…世帯全員が市民税非課税の方です。
- 5 市民税非課税世帯【区分Ⅰ】…【区分Ⅱ】に該当する方のうち、世帯全員の税法上の所得金額が0円かつ公的年金受給額80万円以下の方、または老齢福祉年金を受給されている方です。

※所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

見逃さないで 高年齢者の SOS

未然に防ごう高齢者虐待



高齢者が家族や親族等から暴力を受けたり、金銭を搾取されたりするなど、人権を侵害される「高齢者虐待」が社会問題となっています。

これは高齢者の皆さんが、安心して生活するうえでたいへん深刻な問題です。

高齢者を虐待から守るために地域に住むわたしたちに何ができるのか、何をすればいいのかを考えてみてください。

高齢者虐待を防止するために

高齢者虐待は家庭の中で起こることが多く、虐待をしている人にその自覚がなかったり、虐待されている人が家族をかばったりして発見が難しいのが現状です。

高齢者の虐待を防ぐためには、早期発見・早期対応が極めて重要で、社会全体で高齢者を見守ることがたいせつです。

また、介護者は介護を一人で抱え込まず、専門家に相談したり、介護サービスを利用したりするなど、日ごろの介護による負担を軽くしましょう。

高齢者虐待とは・・・

高齢者虐待とは、高齢者の心に深い傷を負わせたり、高齢者の人権の侵害や尊厳を奪ったりする行為のことをいいます。単に身体への暴力行為だけを指すものではありません。

具体的には、次のような5つの行為が高齢者虐待に定義されています。

●身体的虐待

暴力的行為などで、身体に痛みを与えたり、外部との接触を意図的、継続的に遮断したりする行為。

▷具体例 殴る、蹴る、無理に食事を口に入れる、ベッドに縛り付ける、薬を過剰に服用させて動作を抑制するなど。

●心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えること。

▷具体例 怒鳴る、悪口を言う、話しかけている

のに無視をする、失敗などを人前で話し恥をかかせるなど。

●性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはそれを強要すること。

▷具体例 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置するなど。

●経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▷具体例 生活に必要な金銭を理由なく渡さない、本人の財産などを無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思等に反して使用するなど。

●介護や世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的、結果的を問わず、高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、介護や生活の世話を行っている家族の虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

▷具体例 入浴させず異臭がしたり、皮膚が汚れていたりする、水分や食事をじゅうぶん与えない、室内がごみだらけなど劣悪な環境で生活させるなど。

このほか法的な定義には入れられていませんが、近年、『セルフネグレクト（自己放任）』と呼ばれ介護や医療サービスが必要な状態であるにもかかわらず、支援やサービスの利用を拒み続ける高齢者も多く見られます。

これらのかたがたは、生活の管理ができず、体の不具合や認知症が進み、孤独死につながる危険性を持っています。

虐待かな？と思ったら迷わず連絡を

皆さんの近くで「もしかして虐待かな？」などと感じることがありましたら、迷わずに地域包括支援センター（市役所 2階 ☎42～3213）まで連絡してください。

その連絡が虐待を受けている高齢者を守るだけでなく、虐待を行っている人たちを救うことにもなりますので、ご協力をお願いします。